

地域限定通訳案内士制度

都道府県知事が行う地域限定通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けた者は、通訳案内士法の規定にかかわらず、当該都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすること。)を業として行うことができる。(外客来訪促進法第23条、第24条及び第26条)

地域限定通訳案内士試験は、都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について、要件に該当するものとして、国土交通大臣が同意した場合に限り、都道府県知事が行う。

【要件】

- イ) 外国人観光旅客の需要に応ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。
- ロ) 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。 (第4条及び第26条)

都道府県知事が地域限定通訳案内士試験を実施 (指定試験機関が試験事務を代行)

試験科目(第27条)

<筆記試験>

①外国語

(英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語、タイ語のうち外客来訪促進計画に定められた言語)

②当該都道府県の区域に係る地理

③当該都道府県の区域に係る歴史

④当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化

<口述試験>

筆記試験に合格した者につき、当該都道府県の区域における通訳案内の実務について行う。

試験合格

都道府県知事が登録し登録証を交付

<欠格事由>

懲役等の刑の執行を受けてから一定期間を経過しない者等(第25条)

<登録拒否>

心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者(※第21条)

業務開始

業務の適正な実施を確保

- ・登録証の提示、携帯の義務(※第29条)
- ・禁止行為(※第30条)
- ・知識及び能力の維持向上の努力義務(※第32条)
- ・戒告、業務停止、業務禁止(※第33条)
- ・報告徴収(※第34条)
- ・地域限定通訳案内士の団体の届出(※第35条)

資格を得た都道府県以外の地域で、報酬を得て、通訳案内を業として行った者は50万円以下の罰金(第45条)

(※は第36条により準用する通訳案内士法の該当条項)